

# 茨城県災害廃棄物処理計画及び市町村災害廃棄物処理計画策定指針の概要

## 1 茨城県災害廃棄物処理計画

### 策定の目的、計画の特長

- (1) 策定の目的  
本計画は、東日本大震災や平成27年9月関東・東北豪雨等で得られた教訓、環境省「災害廃棄物対策指針」等を踏まえ、「茨城県地域防災計画」等との整合を図りつつ、災害廃棄物に関する基本的な考え方や処理方策等を示すものである。
- (2) 計画の特長：実効性を高めるために必要な事項
- ① 行動の明確化：時系列に沿った県及び市町村の行動を示す等、いつ、誰が、何をやるのかを明確化
  - ② 大規模水害への対応：大規模地震だけではなく、比較的発生頻度の高い大規模水害についても記載
  - ③ 教育・訓練：定期的実施する教育・訓練を通じ、市町村の計画策定の促進を図るなど災害時の対応力を向上
  - ④ 分別の徹底：災害直後、速やかに住民への分別の徹底を周知することの重要性を記載
  - ⑤ 仮置場の確保：市町村における仮置場候補地の選定状況を県が毎年確認し、仮置場候補地の選定を促進
  - ⑥ 経験を生かす：過去の被災経験の教訓、優良取組事例を計画内容に反映

### 基本的事項

- (1) 対象とする災害廃棄物  
地震や水害等の自然災害により発生する廃棄物及び被災者の生活に伴い発生する廃棄物
- (2) 各主体の役割
- ① 県：市町村の支援（技術支援、人的支援、関係団体への協力要請等）
  - ② 市町村：災害廃棄物の処理主体
  - ③ 事業者：県及び市町村の要請に応じ災害廃棄物を処理
- (3) 災害廃棄物処理の基本方針
- ① 適正かつ円滑・迅速な処理の実行
  - ② 分別の徹底、可能な限りの再生利用
  - ③ 目標期間内での処理の実施
  - ④ 合理的かつ経済的な処理
- (4) 災害廃棄物処理の流れ
- 
- (5) 県・市町村の行動
- | 時期(目安)           | 県                     | 市町村                  |
|------------------|-----------------------|----------------------|
| 初動期<br>(～3日間)    | 体制構築、市町村支援ニーズ把握、支援要請等 | 体制構築、仮置場設置、住民への広報等   |
| 応急対応前半<br>(～3週間) | 市町村間連携調整、適正処理に係る技術支援等 | 処理先等の検討、災害廃棄物発生量推計等  |
| 応急対応後半<br>(～3ヶ月) | 必要な各種支援の継続            | 仮置場の適正管理の継続等         |
| 復旧・復興期<br>(3ヶ月～) | 必要な各種支援の継続            | 処理の進捗管理、仮置場の原状回復・返還等 |
- (6) 教育・訓練  
災害時に速やかに行動できるよう、平常時に定期的な教育・訓練を実施
- (7) 大規模水害における対策  
災害廃棄物が水分を含み腐敗しやすく、住民が一斉に排出するため、仮置場を早急に開設する必要がある点等に留意
- (8) 大規模地震における対策  
災害廃棄物発生量が多いため、仮置場を長期間確保する必要がある点等に留意

### 災害廃棄物処理のための体制等

- (1) 組織体制・指揮系統  
県地域防災計画に基づき、廃棄物対策課が中心となる廃棄物対策指導班を設置
- (2) 情報収集・連絡  
市町村から災害廃棄物発生量、仮置場、一般廃棄物処理施設の被害状況等に関する情報を収集し、必要に応じて他市町村へ支援要請
- (3) 協力・支援体制
- ・市町村間の相互支援の調整
  - ・茨城県産業廃棄物協会等への協力要請
  - ・他都道府県、国等へ支援要請
- (4) 住民への啓発・広報の支援  
災害廃棄物の分別、仮置場の設置等の住民（外国人含む）への広報等について市町村を支援

### 災害廃棄物の処理

県は、災害廃棄物の処理について市町村に技術支援、人的支援を行うほか、被災していない市町村、処理事業者等への協力要請を行う。また、被災市町村の行政機能が喪失している場合には、事務委託を受けて県が直接災害廃棄物の処理を行う。

- (1) 災害廃棄物発生量の推計  
災害廃棄物の迅速かつ適正な処理体制の構築のため、災害廃棄物発生量を推計する。
- (2) 災害廃棄物処理の方法  
災害廃棄物を可能な限り再生利用するため、災害廃棄物の種類に応じた適正な処理を行う。
- (3) 仮置場  
速やかに仮置場を設置し災害廃棄物を適正に管理する。水害の場合は、特に速やかに仮置場を設置する。なお、仮置場候補地は平常時に選定し、周辺住民の理解を得るよう努める。
- (4) 分別の徹底  
災害廃棄物を可能な限り再生利用するため、被災家屋等からの搬出時における分別徹底の広報、仮置場での分別の指導等を行う。
- (5) 収集運搬  
収集運搬車両を確保し、災害廃棄物の収集運搬を効率的に行う。
- (6) 処理・処分  
災害廃棄物の種類に応じて、中間処理を行い、再生利用、最終処分を行う。発生量が多い場合、他市町村への支援要請や処理事業者への委託により処理・処分を行う。
- (7) 適正処理が困難な廃棄物等への対応  
危険物、有害廃棄物、処理困難な廃棄物等は他の災害廃棄物と分けて収集し、専門処理業者等へ委託し適正に処理する。
- (8) 環境保全対策・環境モニタリング・火災防止
- (9) 生活ごみ・避難所ごみ・し尿の処理

### 災害廃棄物対策の推進・計画の進捗管理

- (1) 災害廃棄物対策の推進
- ① 市町村に対して災害廃棄物処理計画策定の支援を行う。
  - ② 教育・訓練の定期的な実施により、災害廃棄物処理の対応力向上を図るとともに、市町村や事業者等との連携を深める。
- (2) 災害廃棄物処理計画の進捗管理  
県計画について、災害廃棄物処理に関する平常時の準備状況を把握し、進捗管理を行い、必要に応じて計画の見直しを図るとともに、市町村の計画策定等の進捗状況を確認する。また、実際に災害時に廃棄物処理を行った際は、その経験を基に計画の見直しを行う。

## 2 市町村災害廃棄物処理計画策定指針 ※ 市町村計画の構成は県計画と同様

- (1) 市町村が災害廃棄物処理計画を策定する際に必要な事項やその考え方、留意点等を示す。
- (2) 計画策定過程において住民、事業者等とも連携することの重要性、定期的な教育・訓練等の重要性等を示す。
- (3) 市町村災害廃棄物処理計画のモデル（ひな型）を示すことにより、市町村が計画策定に取り組みやすくする。